Ａ　①株式会社コスモ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―2735号　④株式会社コスモ　東京都千代田区神田須田町一丁目24番地　破産管財人　梶谷篤　⑤本社営業所　東京都千代田区神田須田町一丁目24番地　⑥昭和62年５月11日　⑦平成26年５月９日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①エムコット　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6165号　④槇田光江　東京都港区三田２丁目13番６―702号　⑤本社営業所　東京都港区三田２丁目13番６―702号　⑥平成21年４月23日　⑦平成26年４月23日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ゆあぷらん　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３―562号　④株式会社ゆあぷらん　二海郡八雲町本町201番地の１　代表取締役　大久保建一　⑤本社営業所　二海郡八雲町本町201番地の１　⑥平成21年３月18日　⑦平成26年６月11日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①千代田トラベルサービス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1875号　④友成敏朗　大阪市西区江戸堀２丁目６番25―107号　⑤本社営業所　富田林市本町19―11　⑥平成９年７月７日　⑦平成12年７月６日　⑧50万円　⑨250万円

Ａ　①丸勇交通サービス　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―616号　④杉山和義　静岡市清水区下野町１番５号　⑤本社営業所　静岡市清水区下野町１番５号　⑥平成25年10月29日　⑦平成26年５月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社グローバルツーリスト　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―680号　④株式会社グローバルツーリスト　千葉市中央区浜野町1117　代表取締役　宇津木裕　⑤本社営業所　千葉市中央区浜野町1117　⑥平成14年１月10日　⑦平成26年６月20日　⑧60万円　⑨215万円

Ａ　①株式会社愛豊トラベル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―734号　④株式会社愛豊トラベル　刈谷市松栄町二丁目13番地13　代表清算人　嶋津みくに　⑤本社営業所　刈谷市松栄町二丁目13番地13　⑥平成２年６月６日　⑦平成26年６月３日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①横川観光　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―118号　④横川節子　石岡市国府一丁目２番５号　⑤本社営業所　石岡市国府一丁目２番５号　⑥昭和38年８月26日　⑦平成26年６月18日　⑧220万円　⑨1100万円

以上９件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①日本エクス・クロン株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1714号　④日本エクス・クロン株式会社　東京都新宿区新宿二丁目８番６号　代表取締役　後藤徹也　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿二丁目８番６号　⑥平成16年８月10日　⑦平成26年６月11日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社エアークルーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6148号　④株式会社エアークルーズ　東京都中央区新富一丁目13番21号　代表取締役　村尾憲吾　⑤本社営業所　東京都中央区新富一丁目13番21号　⑥平成21年３月19日　⑦平成26年３月20日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年７月 11 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①フローラルエステート　②奈良県知事(1)3908　③梶木太嗣　④奈良市富雄元町一丁目９番８号　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦広島市西区楠木町一丁目２番23号　フローラルエステート　梶木太嗣

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 26 年７月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平26全保1145	三山不動産	東京都知事(15)379	三山茂雄	東京都中野区野方５―30―２	1000万円
平26全保1146	太陽不動産	東京都知事(14)4643	濱田榮太郎	東京都板橋区成増３―41―12	〃
平26全保1147	株式会社浅川工務店	東京都知事(14)7679	代表取締役 浅川治郎	東京都練馬区氷川台３―24―25	〃
平26全保1148	本一不動産	東京都知事(9)40944	伊田哲雄	東京都大田区大森北１―７―２	〃
平26全保1149	株式会社イトイ	東京都知事(7)51720	代表取締役 加藤真一郎	東京都新宿区新宿２―13―12	〃
平26全保1150	梅ヶ丘不動産	東京都知事(5)72829	若宮信一	東京都世田谷区豪徳寺１―25―５	〃
平26全保1151	東和総合管理株式会社	東京都知事(4)73867	代表取締役 本橋文明	東京都多摩市落合１―５―１	〃
平26全保1152	有限会社都不動産	東京都知事(2)85433	代表取締役 秋山寛	東京都北区田端２―１―22	〃
平26全保1153	株式会社スペース２１	東京都知事(2)86853	代表取締役 中田稔	東京都渋谷区代々木１―６―15	〃